

平成 29 年度

定期監査報告書

浜田市監査委員

目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の着眼点	1
第4	監査の主な実施内容	1
第5	監査の実施場所及び日程	2
第6	監査の結果	2
第7	総括意見	10

平成29年度 定期監査の結果

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査

第2 監査の対象

監 査 対 象 部 課	
健康福祉部	地域福祉課、健康長寿課、子育て支援課
市民生活部	医療保険課、総合窓口課
産業経済部	産業政策課、産業振興課、ふるさと寄附推進室、 広島市場開拓室、農林振興課、水産振興課、 漁港活性化室、観光交流課
金城支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課
旭支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課
行政委員会	農業委員会
消防本部	総務課、予防課、警防課、通信指令課、浜田消防署、 東部消防署、西部消防署

第3 監査の着眼点

監査に当たっては、財務に関する事務の執行を重点的に検査することとし、併せて合規的、経済的、効率的及び有効的に事業が執行されているかどうかを主眼とした。

第4 監査の主な実施内容

平成29年度歳出（主に契約、補助金及び交付金）、平成29年度歳入、窓口現金の取扱い、現金管理方法、平成28年度出張旅費の事務手続、行政財産使用許可手続について、抽出により関係書類を照合、監査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

監査期日	監査対象部課		実施場所
平成29年10月19日(木)	旭支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課	旭支所
平成29年10月20日(金)	健康福祉部	地域福祉課、健康長寿課、子育て支援課	監査委員事務局
	市民生活部	医療保険課、総合窓口課	
平成29年12月15日(金)	金城支所	防災自治課、市民福祉課、産業建設課	金城支所
平成29年12月20日(水)	産業経済部	産業政策課、産業振興課、ふるさと寄附推進室、広島市場開拓室	監査委員事務局
平成30年2月15日(木)	消防本部	総務課、予防課、警防課、通信指令課、浜田消防署、東部消防署、西部消防署	消防本部
平成30年2月20日(火)	産業経済部	農林振興課、水産振興課、漁港活性化室、観光交流課	監査委員事務局
	行政委員会	農業委員会	

※監査期間：平成29年9月6日から平成30年2月20日まで
(監査期間は定期監査実施通知日から監査実施最終日としている。)

第6 監査の結果

提出された監査資料、起案書類等を検査したところ、財務事務を主体とした事務執行については、概ね適正に処理されていたが、一部において改善や検討が必要な事項が認められた。事務処理上留意すべき軽微な改善事項については、担当職員からの説明聴取の時に指摘し、改善や検討を求めたため記述を省略し、つぎの内容を各部署における改善等を要する事項及び審査意見とする。

なお、本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 健康福祉部

(1) 地域福祉課

ア 社会福祉協議会補助金について

県内各市においては、社会福祉法人の社会福祉協議会へ、人件費を対象

として補助金を交付しているが、それぞれ補助基準は異なっている。浜田市は、社会福祉協議会補助金交付要綱を平成19年度に定め補助金を交付しているが、その要綱によると補助対象経費は、「事務局長、事務局職員等の設置に必要な経費」及び「市長が特に必要と認める経費」としている。現在、補助金額は、定額85,000千円としているが、その根拠は明確に定められていない。また、当該補助金については、浜田市議会の平成28年度決算認定において、人件費に対する補助の考え方は理解しがたいとして、基準を明確にするよう意見されているところであり、地域福祉課は算定根拠を明確にするための検討を進めることとしている。近年の介護事業所等の施設整備の状況から、社会福祉協議会への補助金は高額と考えざるを得ず、事業内容は、他の福祉団体が実施できない事業に取り組むことが求められる。また、社会福祉協議会の事務局長職は、市の職員が退職後に従事する場合があることから、市民が疑念を持つことのないよう、説明責任を十分果たされたい。

イ 公印の管理について

地域福祉課では、福祉事務所長印を管理し、その印は市長印と同様に重要な印と考えている。現行では、職員が押印する際のチェックが行われていないが、市長印と同様、起案書等との整合性のチェックを管理者等が行い、適切に公印として管理されるよう改善されたい。

(2) 健康長寿課

ア 介護予防・日常生活支援事業について

平成29年4月から介護予防・日常生活支援事業を開始し、従来に比べ利用できるサービス及び対象者が広がり、市民にきめ細やかなサービスを提供するため、効果的な支援の推進に力を入れている。その一方で、求められる業務範囲や内容は増加しており、司令塔としての役割を担い、業務の委託化に取り組む必要がある。また、閉じこもりの防止を目的に交流の場をつくることを推進しているが、例えば、目的地までの間にベンチを設置するなど、高齢者の立場に立った、都市環境整備に取り組むことも必要と考える。ソフト面だけでなく、高齢者が出かけやすい都市整備についても関係部と連携した対応を検討し、合わせて推進されたい。

イ 認知症サポーター養成講座について

認知症への理解を深め、地域で支え誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指し、認知症サポーター養成講座を学校や民間企業等で開催し、普及啓発に努めている。認知症について基礎的なことを学ぶことは、市民との対応業務を主とする市の職員にも必要であるため、職員を対象とした養成講座の開催を検討し、認知症に理解のある職員の育成を図られたい。

(3) 子育て支援課

ア 児童扶養手当返還金の過年度収入未済について

児童扶養手当返還金の平成28年度収入未済決算額は、1,288,280円となっており、滞納整理に取り組んではいるが、返還には至っていない状況となっている。返還金は、児童扶養手当受給者が遡って年金等を受給したため返還が必要となったものであるが、対象者の経済状況等を考慮すると、返還金の発生が起きない仕組みづくりが必要であると考え。今後当該収入未済額が増加することがないように、関係機関との連携について検討されたい。

イ 放課後児童クラブの運営について

小学校4年生未満から全学年までに対象を拡充した放課後児童クラブは、小学校の敷地内に設置されている場合が多い状況から、小学校との連携は必要不可欠であると考え。入会希望児童の増加、適切な支援を必要とする児童への指導を行う上で、運営に問題が起こることがないように、教育部との連携を十分図り、適切な事業実施に努められたい。

2 市民生活部

(1) 医療保険課

ア 国民健康保険の都道府県単位化等について

平成30年4月から国民健康保険の都道府県単位化が開始される。開始後は、広域化による事務負担の増加が考えられ、医療費適正化に向けた取組強化が求められる。また、保険料等の引き上げについては、説明責任を果たすよう、島根県と十分な協議、要望等を行い市民の負担軽減に努力されたい。

合わせて4月から、税務課が行う国民健康保険料の賦課業務が医療保険課へ移管する予定となっている。市民は、医療保険課での国民健康保険の手続きに合わせ、保険料に関する情報が得られるようになり、サービスの向上が図られるが、それに伴い必要となる賦課業務の知識習得を行い、きめ細かい対応に努められたい。また、保険料の納付については、口座振替の推進が徹底されるよう留意されたい。

(2) 総合窓口課

ア 個人番号カード交付について

平成28年1月から開始した個人番号カードの浜田市の交付申請率は、平成29年8月31日現在で12.54%となっており、県内では上位2番目となっているが、全国的に申請率は低く、これにかかるこれまでの経費に比べ、普及が進んでいない状況といえる。総合窓口課では、今後もカード交付率の

向上を目指し、事業所を訪問して一括申請の受付を行うこと、専用タブレットによる申請支援等を行い、交付申請に係る市民の負担を軽減する方策の実施を予定している。市民への普及活動に合わせ、まずは、市の職員全員が申請を行うことを徹底するよう図られたい。また、カードを保有するメリットを職員が市民へ十分説明、アピールできるよう、関係課と付加機能の充実等について協議し、カードの交付推進に努められたい。

イ 窓口対応について

総合窓口課においては、平成21年3月に総合窓口システムを導入し、届出の内容を関係課に配信し、職員が総合窓口課に移動することでワンストップ化を図っている。また、平成29年1月には、民間企業等の広告料により設置運営費を賄う「広告付き窓口呼出し番号案内表示システム」を課のカウンターに設置し、手続きの混雑緩和と待ち時間の快適化を目指し、さらに市職員退職者等をフロアマネージャーとして記載台の近くに配置して、市民目線に立った、明るく利用しやすい窓口となるよう努力している。

今後とも市の業務もサービス業であるということを意識し、市役所の顔として来庁者に対して気持ちよく笑顔で対応できるよう、接遇対応のスキルアップに努められたい。

3 産業経済部

(1) 産業政策課

ア 萩・石見空港緊急対策事業について

萩・石見空港の利用者は、圏域の関係機関と連携した空港利用費補助事業等の効果が表れ、着実に増加が図られているが、一時的な効果では定期便継続が厳しい状況は変わらないといえる。そのため、引き続き固定の利用者確保、安定した利用促進につながる施策の取組みを関係機関と協力して推進されたい。

イ B U Y 浜田推進事業について

市民へ地産地消を呼び掛け、浜田市内で生産・製造・加工された商品を多くの市民に買っていただくことで、地域経済の循環と活性化につながるとして、B U Y 浜田運動を推進している。平成21年に制定した「浜田市地産地消推進条例」において定めた市の役割を果たし、市民と一体になった実施体制とするため、運動の啓発活動を継続し周知徹底に一層努められたい。

(2) 産業振興課

ア 産業振興パワーアップ事業について

はまだ産業振興機構の運営に係る経費を補助し、企業の活性化、浜田産

品の販路拡大等を目指し、市内企業の支援に努めている。引き続ききめ細かい情報提供に努め、関係機関との連携を十分図り、補助事業の成果が表れるよう努力されたい。

(3) 広島市場開拓室

ア 決裁処理について

事務所が広島市にあるため、決裁文書をまとめて本庁へ持って行き決裁する傾向が見受けられた。距離の問題があることは理解できるが、未決裁の事業実施や出張等につながるおそれがあるため、参事以上の決裁文書については、適時速やかに決裁が行われるよう必要に応じて郵送等を活用し、適切な事務執行に留意されたい。

(4) ふるさと寄附推進室

ア ホームページの更新について

ふるさと寄附に関する情報は、浜田市ホームページにふるさと寄附特設サイトを設け積極的に発信しているが、「過去の実施実績」のページは平成26年度末から更新がされていない状況であった。浜田市ふるさと寄附条例は、寄附金を財源として実施する事業区分や寄附金の管理運用等について規定し、第6条で「市長は、毎年1回、この条例の運用状況を公表しなければならない。」と定め、同条例施行規則において、「運用状況の公表は、浜田市報及び浜田市ホームページに掲載して行うものとする。」としている。各年度の寄附実績等は浜田市報に掲載し毎年公表しているが、専用サイトにおいても管理運用の状況を毎年速やかに公表するよう留意されたい。

(5) 農林振興課

ア 儲かる農業の推進について

市の代表的な振興作物を大粒ぶどう、赤梨、西条柿の三果樹とし、その育成支援や就農者の確保に向け取り組みを行っている。振興作物は、それぞれの産出額を1億円に増加させることを目標としているが、気候等に左右され、現状維持に留まっている状況がある。取り組みにあたり、現状とかけはなれた目標設定とならないよう、実現できる可能性が高い具体的な計画に基づき着実に産出額の増加が数値で表され、効果のある事業となるよう努められたい。

(6) 水産振興課

ア 水産物の認知度の向上について

浜田産水産物の認知度の向上、消費拡大を図るため、「山陰浜田港水産物ブランド化推進事業」として関係機関と連携し、知名度向上を図ってい

る。今後も多くの市内、市外の人たちが、実際に浜田港で水揚げされた魚を食べ、魚のおいしさを実感できる機会を多く作り、全国的な評価が高まるよう、引き続き関係機関と連携し推進されたい。

(7) 漁港活性化室

ア 浜田地域沖合底曳網漁業構造改革実証事業について

魚船の大規模改修工事費の支援を行い、その効果として、対象漁船の水揚量や水揚金額が増加しているとして評価しているが、漁船運営会社の利益の把握は行っていない。将来必要となる魚船の更新に向け、総合的に効果を検証するためには水揚金額だけでは検証不足といえるため、今後は運営会社の決算状況も継続的に把握し、利益増加に向け助言するとともに、事業の効果検証を行うよう検討されたい。

(8) 観光交流課

ア 交流人口拡大事業について

「ようこそ！浜田」事業として、交流人口拡大を目指して各種事業を実施し、宿泊者数を効果測定の数値として、観光事業を推進している。宿泊施設の利用者には、ビジネス関係の利用が多く含まれ、年度によって利用者の増減があるため、実際の効果測定は、数値的に捉えることが難しい状況がある。事業の効果検証は重要であり、説明責任を果たすためにも効果として適切に判断できる検証方法を今後検討されたい。また、観光客と直接接する接客事業所等との情報共有を行い、受入体制の充実を引き続き図られたい。

4 金城支所

(1) 防災自治課

ア 美又地域振興事業について

美又地域の振興に関しては、当初の事業期間（平成26年度～平成28年度）を延長して、平成29年度から2年間温泉旅館街の活性化に向け取り組むこととし、温泉旅館を主とした支援に加え、まちづくり活動組織に対する支援を拡充している。その成果は、数値で表すことが求められるため、具体的な効果が客観的に評価できるよう取り組みを推進されたい。また、おもてなし向上の取り組みについても、成果を評価することができるよう実施されたい。

イ 生活路線バス運行事業について

生活路線バスについては、利用者数が減少傾向にあることから、利便性の向上や利用者の増加に向け実施内容の検討が行われている。検討に当たっては、事業の費用対効果の検証に加え、利用者への啓発及び利用者の意

向調査、運行しているバスの評判等について十分確認を行い、自治区間の連携も視野に入れた効果のある事業を実施されたい。

(2) 市民福祉課

ア 浜田市金城高齢者生活福祉センターについて

平成29年度から指定管理者を更新しているが、修繕料の計上の考え方を変更し指定管理料の減額が図られている。指定管理者である社会福祉法人浜田市社会福祉協議会は、市の複数の施設を管理しているため、修繕料等の費用負担の考え方が施設によって異なることのないよう留意する必要がある。また、今後も施設の老朽化が進むため、計画的な修繕を行い、適切な施設管理が行われるよう努められたい。

(3) 産業建設課

ア 浜田市かなぎウェスタンライディングパークについて

現在の指定管理者は、指名により選定され、乗馬、自然体験等を通じた地域の活性化や高齢者、障害者等の社会参画の場を提供することにより、ノーマライゼーション社会の実現を図ることを目的とした施設となっている。施設において発生した問題は、市と団体が一体となって対応に当たっているが、福祉関係部署とも十分連携し、適切な施設運営が行われるよう留意されたい。

イ 金城自治区農業振興対策費補助金について

農業用機械購入費の補助事業を行っているが、申請者が多いため予算の範囲内で補助金額を調整し、限度額50万円を下回った補助金額の交付となっている。農地保全・耕作放棄地の防止に寄与している、と評価しているが補助事業実施期間は平成30年度までの予定となっており、今後は市全体での対応を含め効果的な事業実施の検証をされたい。

5 旭支所

(1) 防災自治課

ア 旧浜田高等学校今市分校の利活用について

旧浜田高等学校今市分校は、平成25年に島根県から無償譲渡を受け、当初は図書館や小学生のための放課後児童クラブとしての利用を計画していたが、譲渡後の調査の結果、複合施設の用途として使用するための耐震基準を満たすには不十分ということが分かり、利活用の計画を変更せざるを得ない状況となっている。当該施設は、現在までに4回、廃校等遊休施設利活用事業として、雇用の創出及び地域活性化に寄与する事業の提案を実行する事業者等を広く募集を行ったが、応募はなかった。市が保有する施設については、維持管理費が必要となることを考慮し、新たな施設を取

得する場合は、有効に活用できる施設かどうか十分調査、検討を行い取得すべきと考える。今後の施設の利活用については、旭自治区全体の振興施策を協議する中で、温泉施設等を含め全体の将来像を見据え、戦略的に検討されたい。

(2) 市民福祉課

ア 高齢者の健康維持について

旭自治区の高齢化率は、47.9%（平成29年9月現在の65歳以上の人口比率、ただし、島根あさひ社会復帰促進センターに勤務する職員世帯が住む南高台地区人口を算入しない。）となっており自治区のうち最も高い数値となっている。市民福祉課は、高齢者の健康維持対策として、各種の検診日程等の情報を掲載した自治区独自の予定表を全戸配布し、きめ細かい情報発信に努め、受診率の向上を図っている。また、軽度要介護者の増加を抑制し高齢者の運動機能の向上を図る目的で、「いきいき百歳体操」を紹介して取り入れるなど、高齢者の立場にたち持続して楽しめる企画を提案し、体力の改善や心身面での効果が見られている。引き続き、病気の早期発見のための検診事業や高齢者の介護予防事業が効果的に行われるよう地域の主体性を考慮し一層推進されたい。

(3) 産業建設課

ア 移動販売支援事業について

地域振興基金からの補助事業である移動販売支援事業（補助金額：1,000千円）は、移動販売訪問を通して販売先住民への「声かけ」等を行う高齢者支援、買い物困難者対策及び地産地消の推進を目的として実施している。事業開始時に比べ、顧客ニーズの把握による注文の増加で需要が増加しており、経営努力による売上げの増加につながっている。買い物支援については、地域の大きな課題であり、今後も経営の安定化を図り、モデル的な取り組みとして他自治区との連携等に努められたい。

なお、当該補助事業は、平成28年度から平成30年度までの限定期間ということで個別の補助金交付要綱等を定めていないが、浜田市補助金等交付規則第3条に基づき、必要事項を定め実施されたい。

6 農業委員会

(1) 農業委員会

ア 農業委員会の組織及び業務の変更について

農業委員会等に関する法律の改正により、平成30年3月から農地利用の最適化のため新たに農地利用最適化推進委員を19名任命することとなった。それに伴い、農業委員会委員は37名から19名に減少し、今後は推進委員と一緒に活動を行うこととなっている。農業委員会委員の減少により、

一人当たりの委員の受け持ちの範囲が広がることとなるが、耕作放棄地の拡大、農地転用等による業務の増加、農地保全と高齢化による担い手確保対策を踏まえ、推進委員と協力して効率的・計画的な活動ができるよう事務局として運営体制の充実に努められたい。

7 消防本部

(1) 予防課

ア 火災予防対策の強化について

浜田市の火災件数は、平成28年が24件、平成29年が40件となっており発生件数が増加している。高齢世帯が増加しており、被害が拡大しないための火災予防の対策が重要であり、住火災予防警報器設置の普及活動等、事前予防対策の推進に努められたい。

(2) 警防課

ア 消防団の体制及び環境整備について

消防団員は、浜田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第2条において、定員を1,065人と規定されているが、927名（平成30年2月現在）の任命状況となっている。この定員は、地域の消防力を担うために必要とする団員数を定めたものであるが、充足しているとはいえず、更なる昼間人口の減少、高齢化の振興に伴い活動困難な地域が発生するおそれがある。警防課では、団員確保のため県立大学等及び市内事業所での募集活動を行っているが、団員の増加には至っていないため、より効果的な団員確保策を検討し、粘り強い働きかけや啓発活動に努められたい。また、実活動団員が平均約600名という状況は消防組織体制に不安があり、職場の理解への働き掛けや、地域の枠を超えた効率的な活動体制を推進し、団員が活動しやすい環境整備を行うよう図られたい。

第7 総括意見

1 文書事務管理について

全ての課において、多少の差はあるが起案用紙の決裁日、施行欄、情報提供欄及び文書分類欄の記載もれや記載誤りが見受けられた。何度も指摘しているが、特に決裁日については意思決定日を示す重要なものであるため、起案者に決裁文書が戻った後、漏れがないよう確認する体制づくりに努められたい。

また、決裁日記入欄等に、消せるボールペン、鉛筆を使用しているものが見受けられた。消せるボールペンについては、従前より公文書作成上の使用が好ましくないことを指摘しており、昨年度も会計課から庁内回覧で注意喚起されている。

これらの指摘事項は、所属長等の聞き取りにおいて共通認識されているが、

事務においては徹底されていない。改善策として、起案者はもとより決裁文書に押印する上位者及び決裁権者が特段の意を配し、その重要性が浸透するよう定期的に管理職の文書事務管理研修を開催する等、チェック機能の強化を図られたい。

2 現金及び通帳等の適切な管理について

各課において所持する資金前渡金、通帳及び印鑑等は、施錠できる保管庫等での保管はされているが、通帳と銀行登録印は別に保管すべきであることや、保管庫等の鍵の適切な取扱方法が明確にされていない状況が見受けられた。時間外や休日において行事等の実施により外部から庁舎内への出入りができる状況があることから、公金等の適切な管理方法を示して周知し、危機管理体制を強化するよう整備されたい。

3 契約事務について

各部の契約関係事務は、経理担当課が一括して行っているが、契約書類を確認したところ、契約書に暴力団排除条項が記載されていないもの、消費税の記載がないもの、予定価格調書が作成されていないものなどがあり、日付の誤りなども見受けられた。出納・契約事務の適正化を図るため、各部に経理担当課が設けられ、専門的に契約事務にあたっているものの、それぞれ経理業務だけでなく所管課業務も合わせて行っているため確認時間不足等が発生していると思われる。契約の内容については、経理担当課及び所管課で十分内容のチェックが行われるよう体制整備を図られたい。

4 補助金交付要綱の整備について

補助金は、地方自治法第232条の2において「公益上必要がある場合において補助をすることができる」と規定されているため、その必要性を説明する責任を果たす必要がある。補助金交付に係る関係書類を確認したところ、交付要綱を定めずに交付事務を行っているものが見受けられた。補助金の交付手続き等は、浜田市補助金等交付規則において基本的事項が定められているが、同要綱第3条において、「補助金等の名称、目的、交付の対象となる事務又は事業の内容及びその交付の率又は金額等は、市長が別に定める」とされているため、個別の交付要綱を定め、交付事務を行うべきである。特に、交付対象者が特定される補助金については、事業内容、交付目的を十分説明できるよう要綱を整備し交付事務を行われたい。

また、補助金等交付申請書に収受印(受付印)のないものが見受けられた。申請書の受付日が、補助金等交付決定(却下)通知書の冒頭に記載する日付になるので、漏れなく全ての申請書類へ収受印(受付印)を押印するよう徹底されたい。

5 旅費支払事務について

ほとんどの課において、出張命令簿に命令日、支出費目、概算及び精算欄の記載もれが見受けられ、特に支出費目、精算欄の記入についての記載もれが目立っている。(健康長寿課、農林振興課、観光交流課、金城支所、旭支所、農業委員会)また、出張命令簿と出張復命書で相違点(用務先・日付等)があるものが散見された。(地域福祉課、健康長寿課、子育て支援課、産業振興課、広島市場開拓室、観光交流課、農業委員会)

支出費目、精算欄の記入については、旅費の支払もれがないか確認する上でも重要なものであることを認識し、必ず記載するように習慣づけされたい。

また、予算担当者においては、遅くとも年度末には関係書類を突き合わせて整合性を図るよう整理し、記入もれのないよう二重チェックを徹底されたい。

6 行政財産使用許可に係る減免の取扱いについて

平成27年度から平成29年度までの定期監査において各課の行政財産目的外使用に係る許可書類を確認したところ、使用料を減免とする場合の取扱いに違いが見受けられた。減免については、浜田市行政財産使用料条例第6条に減免又は免除について規定されており、減免の取扱いについての内規を作成して運用している課もあるが、公共の施設や使用者間で不公平が生じないように、統一した減免の取扱基準を策定するよう検討されたい。

7 内部統制の体制整備(適正な事務執行の確保)について

地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、その内容には、地方公共団体のガバナンス(統治)のあり方として、内部統制に関する方針を定め、必要な体制を整備することが含まれている。平成32年4月1日施行として、行政制度の複雑化・多様化等により増加する事務処理を適正に行うため、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価・コントロールし、事務の適正な執行を確保する内部統制体制を整備・運用する取り組みを進めることが都道府県及び指定都市に義務付けられた。浜田市などの指定都市でない市町村は、努力義務となっているが、行政事務を適切に実施し、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目標を達成するためには、事務の適正な執行を確保する体制づくりは早急に確立する必要がある。

平成12年に施行された地方分権一括法によって、それまでの国の機関委任事務が廃止され、地方公共団体は、法定受託事務と自治事務を行うこととなった。そのコンセプトは、地方分権であり、地方の自主裁量を高めるというねらいが設けられているものであるが、国、都道府県、市町村があくまでも対等な関係との位置付けから、国・都道府県から市町村に対する関与はできるだけ排除されている。従って、地方公共団体の自治事務を執行していくうえで内部統制の体制整備は必要不可欠であると考えられる。本監査を実施する

中で指摘した注意事項は、いずれも内部統制においてリスクコントロールすべき事項であり、整備の必要性を感じたところである。今後、先行的なモデル事例等の情報収集に努め、有効な内部統制の体制整備を図るよう検討されたい。